

寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家の有効活用を通して、空き家の利活用及び定住促進による地域の活性化を図るため、寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建て住宅で、普段利用されていない又は今後利用される見込みのないものをいう。
- (2) 寒河江市空き家バンク 市が市内の利活用可能な空き家を寒河江市空き家バンク登録台帳に登録し、空き家の利用希望者に当該空き家を紹介する取組をいう。
- (3) 所有者等 空き家の所有権を有し、かつ、売却又は賃貸（転貸を除く。以下同じ。）を行うことができる権利を有する者で、登記事項証明書、遺産分割協議書等でその所有権を確認できるものをいう。

(適用上の注意)

第3条 寒河江市空き家バンクは、この制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録の申請等)

第4条 寒河江市空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」登録申請書（様式第1号）及び寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を

市長に提出しなければならない。ただし、空き家の所有者等と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意があるものに限る。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、寒河江市空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 申請者が、当該空き家の所有者等と認められない場合又は前項ただし書に規定する条件を満たしていない場合
- (2) 老朽化が著しい又は大規模な修繕が必要な空き家である場合
- (3) その他市長が適当でないと認める場合

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、寒河江市空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、空き家バンクに登録することが適当と認めるときは、所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

（登録情報の変更の申請）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、寒河江市空き家バンク登録台帳に登録された情報（以下「登録情報」という。）に変更があったときは、登録カードに変更箇所を記載し、速やかに市長に申請しなければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第6条 市長は、第4条第2項の規定により登録された空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家に係る寒河江市空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、寒河江市空き家バンク登録抹消通知書（様式第4号）により、空き家登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当することにより登録の抹消を受けた場合は、改めて第4条第1項の規定による登録の申請を行うことにより、再登録することができる。

- (1) 寒河江市空き家バンク登録抹消申請書（様式第5号）の提出がされたとき。
- (2) 売買又は賃貸借が成立し、所有権その他権利の異動があったとき。
- (3) 寒河江市空き家バンク登録台帳に登録した日から3年が経過したとき。
- (4) その他市長が寒河江市空き家バンク登録台帳に登録することが適当でないときと認めたとき。

（登録情報の公開）

第7条 市長は、登録情報の一部を、市のホームページ、広報紙、全国版空き家・空き地バンクへの登録等により公開することができる。

2 前項の規定により公開する登録情報の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 所在地（字まで）
- (4) 写真
- (5) 希望価格
- (6) 概要（築年、構造、間取り等）
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) その他市長が公開することが適当と認めるもの

（利用希望の申請等）

第8条 空き家の利用を希望する者は、寒河江市空き家バンク利用申請書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用の申請があった場合で、その内容等を確認の上、適当と認めたときは、希望物件の所有者等へその旨を通知し必要な連絡調整を行うものとする。

（空き家登録者及び利用希望者の交渉等）

第9条 市長は、空き家登録者及び利用希望者の空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、当事者が希望する場合は、当該空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約について公益社団法人山形県宅地建物取引業協会寒河江へ斡旋することができる。

2 空き家に係る交渉並びに売買及び賃貸借の契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

3 第1項ただし書の規定による斡旋を受けて空き家に関する売買及び賃貸借の契約をした者は、その結果について遅滞なく寒河江市空き家バンク契約結果報告書（様式第8号）によりその内容を市長に報告しなければならない。

（個人情報保護の保護）

第10条 空き家バンクに関して市が保有する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び寒河江市個人情報保護法施行条例（令和5年市条例第2号）に定めるところによる。

（暴力団等の排斥）

第11条 市長は、空き家登録者又は利用希望者が、寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにその関係者であることが判明した場合は、空き家バンク利用の取消しをすることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年３月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。